令和６年度～令和１０年度

浜松市三ヶ日総合福祉センター

浜松市三ヶ日児童館

指定管理者公募に関する参考資料

資料①　光熱水費にかかる使用量、入浴施設利用料収入　（令和２～４年度）
資料②　施設修繕履歴一覧　（令和２～４年度）
資料③　指定管理者事業報告書（写し）　（令和４年度）
資料④　センター等条例・条例施行規則、国民の祝日における浜松市公の施設の開放に関する条例

浜松市北区　社会福祉課

令和５年６月

資料①

光熱費にかかる使用量（令和２～４年度）

	令和２年	令和３年	令和４年
電気使用量（KWH）	198,554	204,725	148,046
重油使用料（ﾘｯﾄﾙ）	30,500	34,200	20,700
水道使用量（㎥）	7,327	7,708	5,511
下水道使用量（㎥）	7,327	7,708	5,511

入浴施設利用料収入（令和２～４年度）

（円）

	令和２年	令和３年	令和４年
100円合計金額	360,100	430,400	124,600
200円合計金額	112,200	157,400	30,600
回数券2,000円合計金額	40,000	50,000	10,000
回数券1,000円合計金額	702,000	766,000	223,000
合計金額	1,214,300	1,403,800	388,200

※令和２年４月２２日～５月３１日新型コロナウイルス感染症対策の為休止

※令和４年７月２５日～令和５年３月３１日設備点検・安全確認の為休止

資料②

施設修繕履歴一覧（令和２～４年度）

	No	修繕項目
令和2年度	1	２階浴室用（女子）電動弁取替修繕
	2	自家発電蓄電池交換
	3	危険物表示看板取替
	4	車庫屋外照明器具電気工事
	5	事務所東窓水切り修繕
	6	ろ過系統（還）フレキ漏水修繕工事
	7	ろ過系統（還）給湯ラインポンプ修繕工事
	8	給湯系ラインポンプ（２台）修繕工事
	9	２階女子浴室補給水不具合修繕
	10	通用口ＤＣ取替修繕
	11	２階流し台水栓パッキン部品取替
	12	外階段タイル修繕
令和3年度	13	機械室給湯配管（還）漏水部応急処置
	14	中庭池排水管修理
	15	機械室給湯配管（還）漏水部修理
	16	２階男子脱衣室エアコン修理
	17	受水槽ボールタップ、給湯配管エア抜き弁修繕
	18	浴槽ろ過機薬液タンク取替修繕
	19	いのはなの湯浴室入口框戸引手取替工事
	20	階段室雨漏り修繕
	21	男子浴室オペレーター修繕
令和4年度	22	男子多目的トイレバルブ修繕
	23	誘導灯バッテリー改修
	24	浴室照明器具修繕
	25	娯楽室エアコン修繕
	26	正面玄関外扉
	27	在宅サービスみっかび入口
	28	休憩室水道配管水漏れ修理
	29	タイル引っ張り試験
	30	外男子トイレガラス取替修繕
	31	２階廊下雨漏り修繕
	32	集会室縁甲床塗り替え修繕
	33	階段入隅雨漏り修繕
	34	非常照明修繕工事
	35	児童館小便器センサー修繕
	36	遊歩道枕木橋改修工事
	37	側溝改良工事

資料③



※市処理欄	本庁課長	所管課長

第２２号様式

令和５年　４月２８日

浜松市長　鈴木　康友　様

所　在　地　浜松市中区成子町１４０番地の８
団　体　名　社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
代表者氏名　　会 長　　寺田　賢次　印



浜松市三ヶ日総合福祉センター施設指定管理者事業報告書

浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第９条の規定により、次のとおり令和４年度事業を完了したので、地方自治法第２４４条の２第７項の規定に基づき報告します。
（期間：令和４年４月１日　～　令和５年３月31日）

（１）管理の実施状況及び利用状況

＜維持管理業務の状況＞

業　務　分　類	実施体制	内　　容	備　考
施設管理運営の総括	[redacted]	・入浴施設の管理 ・業務委託事業者との契約、指導、付帯業務全般 ・館内の巡回、モニターによる監視 ・屋外の巡回、植栽、外灯等の管理 ・各部屋の安全確認と設備備品等の維持管理 ・日常清掃業務管理、指導 ・浴室管理業務の管理、指導 ・建物、設備の修繕 ・利用者からの苦情等の対応 ・劣化調査の協力	開館日及び時間 センター 月曜日から金曜日 （祝祭日を除く） 8：30～17：15 入浴施設 月曜日から金曜日 11：00～19：30 休館日 12/29-1/3 （令和4年7月25日～令和5年3月月31日まで施設点検、安全確認の為休館）
施設管理運営の事務		・予算執行に関すること ・入浴料、回数券の管理 ・利用者への対応 ・利用者の集計報告 ・センター利用の許可に関す	

		る業務 ・体調不良者の救護 ・倉庫管理 ・福祉センター及び入浴施設の活用についてのアンケート調査の実施（2回　9件）	

＜事業の実施状況＞

業務分類	内　容	備　考
(1) 福祉総合相談の実施及びＰＲ	・来客・電話での相談への対応(常設) (月曜日から金曜日 午前８時３０分から午後５時１５分まで) ・相談関係機関、通所介護、はつらつ教室との連絡調整 ・相談情報の提供　　(総合相談15件)	
(2) ボランティア活動育成	・ボランティア活動の相談、指導（地区社協相談12件） ・ボランティア保険の事務取扱（22件） ・ボランティアの募集と登録、利用者との連絡調整(22件) ・ボランティア団体の活動発表の場の提供と活動内容の掲示 （わくわく広場〈年8回実施：参加総人数383人〉、ｾﾝﾀｰまつり〈3/11実施739人来館〉） ・介護事業等への協力（さくら会登録ボランティア15人）	
(3) 福祉教育活動	・中高生対象の夏休みチャレンジボランティア活動の受入協力 夏休みチャレンジボランティア受入（7月29日～8月26日） 高校生4人 大学生実習生１人 ・福祉体験・ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ体験の受入れ、指導 ① 小学生総合学習の受入(ｺﾛﾅ感染拡大防止のため施設見学・福祉体験・利用者との交流が出来なかったが、西小学校３年生が育てたみかん（令和4年12月）をクラス担任から受け取り手紙を添えて来館者に提供した。 ② 三ヶ日中学校職場体験の受入（令和4年.ｺﾛﾅ感染拡大防止のため中止） ・福祉教育体験用具貸出　0件 ③ 三ヶ日中学校よりエコキャップ寄付の受付(令和4年9月) 担当教諭1人生徒2人来館	
(4) 地域福祉活動の推進と指導	・センターでの地区事業の実施及び支援 ① 地域福祉活動の相談（福祉なんでも相談959件）・活動支援	

	② 地区の交流会･サロン活動への支援実施（10件） ③ 三ヶ日地区社協との共催による事業の実施 ※ひとり暮らし高齢者のふれあい行事の実施 （コロナ感染拡大防止のため中止したが、民生委員が対象者のお宅を愛敬訪問） ※子育て親子サロン支援（２件） ④ 認知症サポーター養成講座（コロナ感染拡大防止のため１月28日実施予定が中止） ・福祉団体との連絡調整及び活動支援 ① 出前講座への講師派遣（コロナ感染拡大防止のため令和4年度中止） ② 活動紹介・作品展示の場所の提供（随時） ③ センターまつりを通しての活動ＰＲ（3月11日） ④ エコネットみっかびのまーくん箱取扱 ・センター事業・福祉情報の広報活動 ① ホームページによる情報の提供（6回） ② 利用案内・各種事業案内の掲示と資料配布（随時） ③ ＪＡくみあいだよりへの情報提供とPR活動（随時） ④ 有線放送によるＰＲ活動（随時） ⑤ 団体等総会で入浴施設等のＰＲ（2回） ⑥ 各地区のサロンでセンター内の入浴や介護等紹介（1回） ⑦ 「福ちゃんだより」の作成、掲示（年3回） ⑧ 三ヶ日地域交通問題検討会参加時にＰＲ(2回) ⑨ 放課後学童職員研修時に施設のＰＲ(1回) ・センター事業の開催 ① 各種講習会の活動支援（地区社協支援協力11回） ② 高齢者の生きがいづくり・仲間づくりを目的に『わくわく広場』を実施（年8回） 参加総人数383人 ③ センターまつりの開催 （令和5. 3/11開催 来館数：739人） ④ 季節行事の企画・実施 正月・ｸﾘｽﾏｽ・ひな祭り等季節の飾りの実施 ⑤ センター敷地にある藤蔓を活用して丸形のリースにして希望来館者に提供した ⑥ 交通安全教室 職員の交通安全意識を高めるために通所介護職員も含め交通安全教室の実施(8/23実施) ⑦ 防災訓練の実施（9月28日65人参加、3月22日55人参加） ・福祉用具の貸出し及び管理	

	車椅子１１件、福祉車輌１８件 ・福祉教育＆レクリエーション用具貸出　２０件	

＜施設の利用状況＞　　（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
研修室	277	182	267	172	279	170	158	127	138	122	206	308	2,406
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ室	46	39	37	31	77	43	25	33	5	34	34	44	448
集会室	53	36	64	53	28	28	57	26	54	97	80	57	633
創造室	171	132	168	164	158	165	154	136	147	144	129	152	1,820
機能回復室	856	831	892	814	820	875	760	776	754	762	775	881	9,796
入浴者	1,090	1,084	1,079	703	0	0	0	0	0	0	0	0	3,956
自由来館	365	246	273	389	136	111	135	112	112	73	74	918	3,025
計	2,858	2,550	2,780	3,119	1,498	1,392	1,289	1,210	1,210	1,232	1,298	2,360	22,084

入浴施設「いのはなの湯」令和4年7月25日～令和5年3月31日設備点検・安全確認の為休止

（２）使用料又は利用料金の収入実績

（単位：円）

	入浴料（100円）	入浴料（200円）	回数券（100円）	回数券（200円）	自動販売機	計
４月	35,100	11,000	59,000	2,000	4,818	111,918
５月	33,200	7,600	64,000	2,000	4,078	110,878
６月	34,600	6,400	62,000	4,000	4,424	111,424
７月	21,700	5,600	38,000	2,000	7,821	75,121
８月	0	0	0	0	4,529	4,529
９月	0	0	0	0	4,123	4,123
10月	0	0	0	0	1,765	1,765
11月	0	0	0	0	2,686	2,686
12月	0	0	0	0	837	837
１月	0	0	0	0	748	748
２月	0	0	0	0	1,438	1,438
３月	0	0	0	0	2,713	2,713
計	124,600	30,600	223,000	10,000	39,980	428,180

入浴施設の設備点検・安全確認の為7月２５日から３月３１日まで「いのはなの湯」休止

＜計画値との比較＞

（単位：円）

項　目	内　訳	実績（A）	計画（B）	差（A－B）	備　考
入浴料（100円）	65歳以上等	[redacted]			
入浴料（200円）	中学生以上				
回数券（100円）	100円×11枚綴				
回数券（200円）	200円×11枚綴				
自動販売機					
合計					

（３）管理に係る経費の収支状況　　（単位：円）

区　分	項　　目		金　額	内　訳　等	備　考
収　入	市指定管理料収入		26,756,482	指定管理料	
	利用料金収入		[redacted]		
	自販機手数料収入				
	収　入　合　計　（a）				
支　出	管理費	人　件　費			
		需用費（諸謝金）			
		需用費（消耗品）			
		需用費（印刷製本）			
		需用費（光熱水費）	4,422,352	水道料・電気料	
		需用費（燃料費）	750,487	重油・ガソリン代	
		役務費（通信運搬）	17,424	電話代等	
		役務費（損害保険）			
		委　託　料			
		使用料及び賃借料			
		手　数　料			
		雑　　費			
		修　繕　費			
	一般管理費	福利厚生費			
		租税公課費			
	支　出　合　計　（b）				
収　支　差　（a）－（b）					

※この表には、当該事業年度の収支を記載してください。
当該施設での４月１日から翌年３月３１日を１会計年度とする運営・管理の状況等を把握する必要があるため、指定管理者の決算月にかかわらず、当該年度分の収支状況について記載して下さい。
※この表には、自主事業の収支は記載しないでください。
※この表には、事業年度前に設置者と協議し調整された収支計画に基づき記載してください。
※この表の他に、収支（損益）計算書、貸借対照表を添付してください。（作成している団体に限る。）
※障害者優先調達を実施した場合は、その内容（金額、委託・調達先等）を備考に記入してください。

（４）自主事業の実施状況

事　業　名	延べ人数	内　　容	備　　考
異世代の交流会		新型コロナウイルス感染拡大防止策の為中止	
センターまつり	７３９人	センター独自の新しい形式で実施（３月１１日）	
健康講座	７人	新型コロナウイルス感染拡大防止策をしながら短時間で実施	6 月 23 日実施
ふれあい会食会		新型コロナウイルス感染拡大防止策の為中止	対象者宅に敬愛訪問する（地区社協共催）
囲碁教室		新型コロナウイルス感染拡大防止策の為中止	

※自主事業は収入及び支出金額なし。

（５）利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

＜利用者アンケートの概要＞

実施期間		実施方法	集計数
1	4 年 4 月 1 日～5 年 3 月 31 日	センター全般に対する意見の徴収、ｱﾝｹｰﾄ用紙に記入、回収箱にて回収	9 枚

*市民への約束（浜松市）アンケート調査 11/1～11/30 45 枚回収

＜利用者からの苦情、意見等＞

実施回	主な苦情、意見等	改善策等
1	研修室の椅子が重い。会議の準備の時大変である	
1	デジタル化の推進、フリーＷｉ－Ｆｉの設置希望 子育て介護、今の重要施策	
1	のんびりと休めていい	
1	快適に過ごせていい	
1	季節の飾り付け楽しみにしている	
1	いのはなの湯のジェット修理して欲しい	
1	駐車場から玄関に向かうタイル通路、雨天時水がたまり危険である	令和５年３月修繕完了
1	いのはなの湯とても満足している	
1	いのはなの湯再開を楽しみにしています	

（６）　施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

＜施設＞

施設の区分	損傷、減耗、不具合の状況	対応状況
１階男子多目的トイレ	バルブ部分より漏水している。劣化により漏水がひどい	中村工業修理完了
誘導灯設備	バッテリー改修工事（指摘事項）	恒星電気㈱修理完了
女性浴室内照明	照明がつかない（器具自体が修理不能）	鈴木電気商会修理完了
２階娯楽室エアコン	エアコンの電源が入らない	日本空調修理完了
正面玄関外自動扉	自動ドア作動しない	中日本オート・ドア修理完了
在宅サービスみっかび入口自動扉	自動ドア作動しない	中日本オート・ドア修理完了
休憩室水道配管部分	配管部分より水が漏れている	外山設備修理完了
外男子トイレガラス破損	ガラスが割れている	中嶋ガラス修繕完了
男子浴室タイル	タイルが破損した為、女子浴室と共に浴室タイル撤去・壁塗装他修繕をする	井口組修理完了（市予算）
２階廊下雨漏り	雨漏りしている	三協建設㈱修理完了
集会室縁甲床	縁甲床を塗り替え修繕する	三協建設㈱修理完了
階段入隅雨漏り	雨漏りしている	三協建設㈱修理完了
非常照明	非常照明修繕（建築設備点検指摘事項）委任者 22・本会 19	日管㈱修理完了 委任者（市予算）
児童館小便器センサー	センサー修繕	三協建設㈱修理完了
遊歩道枕木橋	木が劣化してしている為改修する	三協建設㈱修理完了
玄関出入口タイルデッキ	雨天時の危険を側溝改良工事をすることで避ける	三協建設㈱修理完了
中庭タイル部分	一部土が盛り上がりタイルが破損している	三協建設㈱連絡済
いのはな湯	圧注湯（ジェット）が出ない	壽化工機（株）連絡済
機能回復訓練室	天井部分より雨漏りしている	三協建設㈱連絡済
２階番台の後ろ側窓サッシ部分	上部コーティング部分より雨漏りしている	外側の蔦がパッキンに入り込んでいる可能性があるので刈り込む
２階男子浴室	入口付近の壁より雨漏りしている	雨漏り箇所調査中

芝生広場	土がフカフカしている	モグラが原因だと思われる
２階集会室	内側ガラス戸が一部開閉時レールから外れる	テプラ表示で注意喚起を促す
玄関ポーチ床	割れ箇所がある	三協建設㈱連絡済
藤棚	棚鉄部に錆びが発生している	三協建設㈱連絡済
１階男子トイレ	換気扇の異常音がする	換気扇を取り外し掃除する
事務室内	監視用ビデオモニターが映らない（２階娯楽室）	恒星電気㈱連絡済
センター北側通路	天井部分が一部剥がれている。又、水漏れしたような黒ずみがある	日管㈱連絡済　漏水箇所、原因は特定できないがかぶり湯の所からではないか
ポンプ室内設置	作動しない	恒星電気㈱に部品注文するも海外製品の為、入荷されない

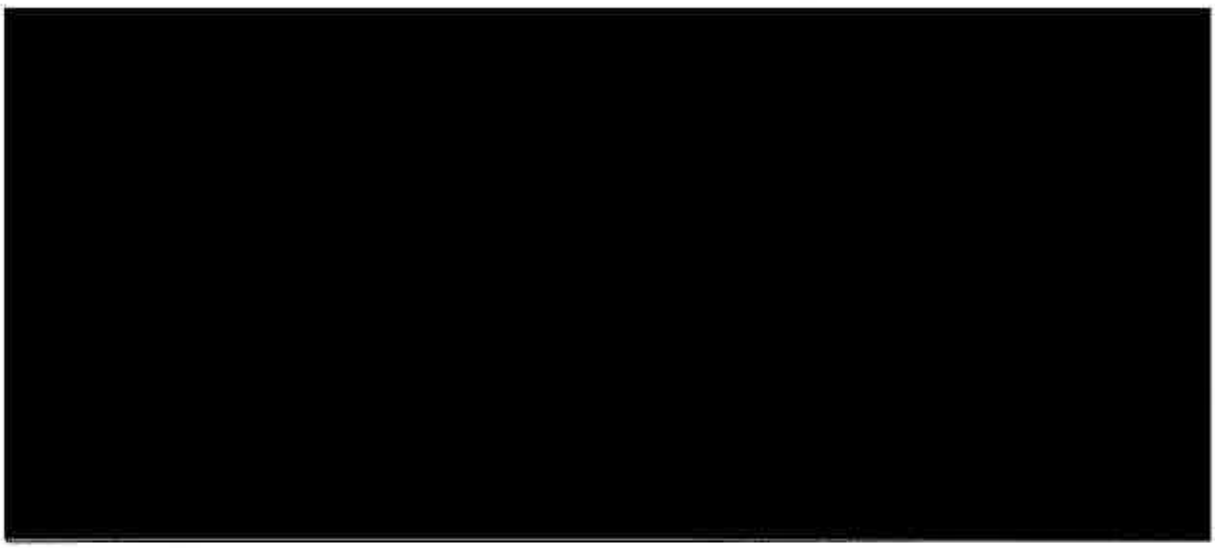
＜備品等（I 種）＞

種　　類	損傷、減耗、不具合の状況	備　　考
事務室いす	経年劣化	廃棄　備品番号 00102335
空気マッサージ機	経年劣化	廃棄
フットローラー	経年劣化	廃棄　備品番号 00102458

＜備品等（II 種）＞

種　　類	損傷、減耗、不具合の状	備　　考
該当なし		

（７）事後評価での指摘及び意見に対する対応状況（立入調査、監査の指摘及び意見を含む）



（８）　その他指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

施設管理状況について、次の報告書を別途添付します。
① 施設設備保守点検業務状況報告書
② 施設設備修繕状況報告書

（９）指定管理者による自己評価



(10)　労働関係法令について

労働関係法令に基づき、適正に業務を履行しました。

※労働関係法令の遵守に関する報告書を別途提出してください。

(11)　施設運営に関する意見・要望について



浜松市三ヶ日総合福祉センター収支決算書（令和４年度）

（収入）　　単位；円

項目	当初予算額（A）	補正後予算額(B)	決算額（C）	増減額（B－C）	備考
市委託料	26,756,482	26,756,482	26,756,482	0	
利用料収入	[redacted]				
雑収入					
計					

（支出）　　単位；円

項目	当初予算額（A）	補正後予算額(B)	決算額（C）	残高（B－C）	備考
人件費	[redacted]				
研修研究費					
需用費					
諸謝金					
消耗品費					
印刷製本費	52,000	52,000	19,289	32,711	センターまつりちらし
光熱水費	4,160,000	4,545,000	4,422,352	122,648	水道・電気料
車両費	20,000	0	0	0	
燃料費	2,161,590	753,000	750,487	2,513	重油・ガソリン
役務費	[redacted]				
通信運搬費	69,000	18,000	17,424	576	電話代等
損害保険料	[redacted]				
委託料					
使用料					
賃借料					
手数料					
雑費					
修繕費					
福利厚生費					
一般管理費					
租税公課費					
計					

（総括）収入総額 [redacted] 円
支出総額 円
差引残高 円

令和　５年　４月２８日

（指定管理者）
住　所　浜松市中区成子町140番地の8
団体名　社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
代表者　　会　長　　寺田　賢次

浜松市三ヶ日総合福祉センター施設設備保守点検業務状況報告書（令和４年度）

No.	業務名	委託先	実施日	委託料
1	消防設備保守点検業務	[redacted]		
2	昇降機設備保守業務			
3	空調設備保守点検業務			
4	中央監視装置点検			
5	ボイラー保守点検業務			
6	循環ろ過装置保守点検業務			
7	給排水・給湯設備保守点検			
8	ばい煙測定業務委託			
9	自動ドア保守点検業務			
10	電気保安業務			
11	浴槽水水質検査業務			
12	簡易専用水道水質検査業務			
13	建築設備定期点検業務			
14	浴室ネズミ駆除・防除			
15	ｶﾞﾗｽ・ｶｰﾍﾟｯﾄ等清掃業務			
16	防犯・火災監視業務			
17	建物清掃業務			
18	庭園管理業務			
19	浴室清掃管理・清掃業務			
20	企業ゴミ収集運搬処理業務			
21	スカイウェル(低周波ﾏｯｻｰｼﾞ機)			
22	浴室配管高圧洗浄			
23	タイル引張試験			
24				
25				
	計			

*入浴施設いのはなの湯設備点検・安全確認の為休止（R4/7/25～R5/3/31）

浜松市三ヶ日総合福祉センター施設設備修繕状況報告書（Ｒ４年度）

No	修繕項目	委託先	実施日	修繕料
1	男子多目的トイレバルブ修繕	[redacted]		
2	誘導灯バッテリー改修			
3	浴室照明器具修繕			
4	娯楽室エアコン修繕			
5	正面玄関外扉			
6	在宅サービスみっかび入口			
7	休憩室水道配管水漏れ修理			
8	タイル引っ張り試験（業務委託費）			
9	外男子トイレガラス取替修繕			
10	２階廊下雨漏り修繕			
11	集会室縁甲床塗り替え修繕			
12	階段入隅雨漏り修繕			
13	非常照明修繕工事			
14	児童館小便器センサー修繕			
15	遊歩道枕木橋改修工事			
16	側溝改良工事			
				[redacted]
	合　　計			

決裁市処理欄	本庁課長	所管課長

社会福祉課 受付 5.4.28 NO. 浜松市北区

第２２号様式

令和５年４月２８日

浜松市長　　鈴木康友　様

所　在　地　浜松市中区成子町１４０番地の８
団　体　名　社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会
代表者氏名　　会 長　　寺田　賢次　印

浜松市三ヶ日児童館施設指定管理者事業報告書

浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第９条の規定により、次のとおり令和４年度事業を完了したので、地方自治第２４４条の２第７項の規定に基づき報告します。（期間：令和４年４月１日　～　令和５年３月３１日）

（１）管理の実施状況及び利用状況

＜維持管理業務の状況＞

業　務　分　類	実施体制	内　　容	備考
施設管理	[redacted]	施設管理・運営の総括（福祉ｾﾝﾀｰ館長兼務）	
施設運営		事業等、運営の全般	

業務分類	内　　容	備　考
１．こどもたちが気軽に集う場を提供する	（１）自由来館 目　的：自由にのびのびと遊び、心の開放感を味わい地域や異年齢の人との関わりを通じて社会性を育てる。 対　象：１８歳までの児童（就学前の幼児は保護者の付き添いが必要） 利用時間　　９時～１７時 休 館 日　　日曜日、祝祭日、年末年始 開館日数　　２９１．５ 日 （２）ふれあい活動 目　的：いろいろな行事に参加し、創造性や表現力を豊かにするとともに、人と人とのかかわりの中で思いやりの心を育てる。 対　象：自由参加　（申込み要） 参加人数：　４６８　人　　事業回数：４０回 （３）環境整備	

	児童の自由遊びを効果的にするために、遊具や室内の整備をし、安全で過ごしやすい環境づくりに努めた。 ① 危険箇所の点検と修繕 ・玩具の修繕 ・サッカーゲームやトランポリンの点検　など ② 衛生面への配慮 ・定期的な玩具の消毒、マットやタオル等の洗濯 ・お昼寝タオル、ベビー用簡易ベット、遊具等の貸出 ③ 遊び場所（空間）の配慮 ・おもちゃの出し方や、配置を工夫 （乳幼児用コーナーの設置） ・遊具の使い方についてルールの周知 （ポスター掲示や「じどうかんだより」で広報） ・季節に合ったお勧め図書を配置し、関心が持てるようにした ④ 感染症対策として ・使用後の玩具や鉛筆、マジックなどの文房具を回収して消毒を徹底した。 ・大型の遊具などは消毒時間を設けて消毒すると共に、使用後は手洗いや手指の消毒をするよう促した。 ・来館時の検温、不織布マスクの着用を徹底した。 ・その他はこども家庭部子育て支援課の指示に基づく。 （４）広報活動と子育てに関する情報の提供 〈広報〉 ①『じどうかんだより（２種類)』の発行 ・館内、図書館、区役所等に設置（大人向け） ・各幼稚園、保育園、小学校へ掲示（子ども向け） ②ポスターの掲示 ・館内に掲示し行事の紹介 ③有線放送の活用 ・農協有線放送を通じて「わははじどうかん（小学生向け)」「ちびっこじどうかん（乳幼児向け)」を放送した。（毎月１回） ・絵本の読み聞かせを行った（録音） ④インターネットの活用 ・ブログ「みっかびじどうかん気まぐれ日記」で月の行事予定や活動内容を紹介した。	

	・浜松市社会福祉協議会ホームページに児童館だよりを掲載し多くの方に事業紹介ができるようにした。 〈情報の提供〉 ①『０・１・２・３＋ママ』 ・０歳～３歳児対象事業（三ヶ日町内）をまとめ保健センターや児童館で配布した。（年１回発行） ②図書の貸し出し ・　館内に子育て関係の図書を揃え希望者に貸し出した。 （５）作品展の開催 ・町内幼稚園・保育園児の作品を掲示した。 （キッズギャラリー）	
２.児童の健全育成を目的にした年齢に合わせた事業を展開する	（１）こどもクラブ①・②の開催 [redacted] （２）手芸タイムの開催 [redacted] （３）くるくるクラブについては募集をしたが、人数が集まらず中止した。 （４）ちびっこ広場の開催（４月～） [redacted]	

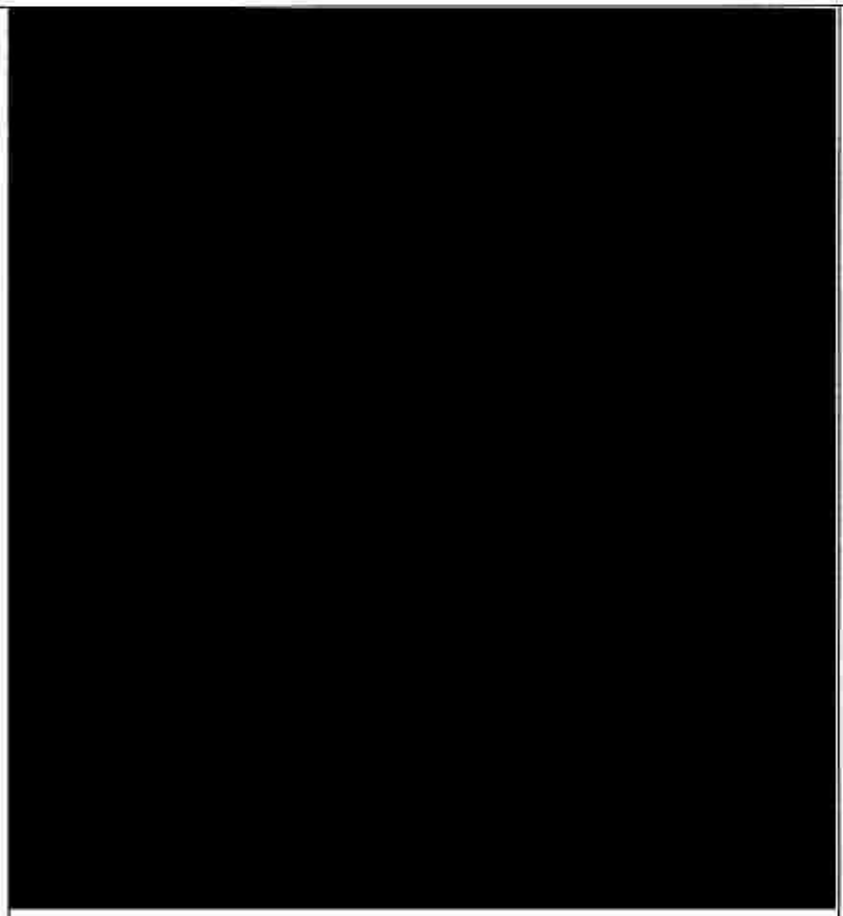
[redacted]

（５）じどうかんまつりの開催

[redacted]

（６）地域子育て拠点事業

[redacted]

<table>
<tr><td></td><td>
（７）移動児童館の実施
※コロナウイルス感染拡大予防のため中止</td><td></td></tr>
<tr><td>３．子育てに関する相談対応・関係機関との連絡調整</td><td>（１）子育て相談事業
<table><tr><td rowspan="2">相談件数
（年間）</td><td>直接相談</td><td>メール相談</td><td>電話相談</td><td>合計</td></tr><tr><td>２６</td><td>０</td><td>０</td><td>２６</td></tr></table>
（２）関係機関との連携
地域組織との相互協力を図った。
①　三ヶ日町内の子育て広場関係者・幼稚園・保健師
民生委員との情報交換会（ほっとおれんじ）</td><td></td></tr>
</table>

＜施設の利用状況＞　　（単位：人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
開館日数	25	23	26	25	26	24	24.5	24	23	23	22	26	291.5
乳幼児	141	112	126	99	77	94	116	106	111	82	133	143	1,340
幼・保	71	53	52	66	84	72	77	55	69	42	41	87	769
小学生	70	110	116	216	249	126	147	139	125	66	104	209	1,677
中学生	2	5	0	15	20	8	4	0	8	2	3	14	81
高校生	0	0	0	0	13	1	0	0	0	0	0	0	14
大人	262	218	215	194	161	162	246	228	173	134	194	237	2,424
計	546	498	509	590	604	463	590	528	486	326	475	690	6,305
1日平均	21.8	21.7	19.6	23.6	23.2	19.3	24.1	22.0	21.2	14.2	21.6	26.5	21.6

（2）使用料又は利用料金の収入実績

（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
該当なし													

＜計画値との比較＞　　（単位：円）

項　目	内　訳	実績（A）	計画（B）	差（A－B）	備　考
該当なし					

（３）管理に係る経費の収支状況　　（単位：円）

区　分	項　　目		金　　額	内　訳　等	備　考
収　入	市指定管理料収入		11,050,926	指定管理料	
	収　入　合　計　（a）		11,050,926		
支　出	管理費	人　件　費	[redacted]		
		需用費（諸謝金）			
		需用費（消耗品）			
		需用費（水道高熱）	656,418	水道・電気・LED 照明返還金	
		役務費（通信運搬）	7,206	電話代等	
		役務費（損害保険）	[redacted]		
		委　託　料			
		使用料および賃　借　料			
		修　繕　費			
	一般管理費	福利厚生費			
		負　担　金			
	支　出　合　計　（b）				
	収　支　差　　(a) － (b)				

※この表には、当該事業年度の収支を記載してください。
当該施設での４月１日から翌年３月３１日を１会計年度とする運営・管理の状況等を把握する必要があるため、指定管理者の決算月にかかわらず、当該年度分の収支状況について記載して下さい。
※この表には、自主事業の収支は記載しないでください。
※この表には、事業年度前に設置者と協議し調整された収支計画に基づき記載してください。
※この表の他に、収支（損益）計算書、貸借対照表を添付してください。（作成している団体に限る。）
※障害者優先調達を実施した場合は、その内容（金額、委託・調達先等）を備考に記入してください。

（４）自主事業の実施状況

＜自主事業に係る収支＞①　　（単位：円）

収　入			支　出		備　考
項目	内訳	金額	内訳	金額	
こどもクラブ	[redacted]				
手芸タイム					
ちびっこ広場					
キッズ工房					
キッズカフェ					
クリスマス会					
合　計					

＜自主事業に係る収支＞②　　（単位：円）

区　分	項　目		金　額	内　訳	備　考
収　入	利用料収入		[redacted]		
	収　入　合　計　（a）				
	運営費	人　件　費			
		事　業　費			
	支　出　合　計　（b）				
収　支　差　（a）－（b）					

※障害者優先調達を実施した場合は、その内容（金額、委託・調達先等）を備考に記入してください。

＜自主事業実績＞

開催教室・イベント名	実施体制	開催時間	参加者数	内　容	備　考
こどもクラブ					
手芸タイム					
くるくるクラブ					
ちびっこ広場					
赤ちゃんサロン					
からだｄｅあそぼう					
リズムｄｅあそぼう					
親子ｄｅすてっぷ					
えほんひろば					
その他					

（５）利用者アンケートの概要及び利用者からの苦情、意見等

＜利用者アンケートの概要＞

	実施期間	実施方法	集計数
1	令和４年４月１日～ 令和５年３月３１日	児童館全般に対する意見の徴収 ｱﾝｹｰﾄ用紙に記入、回収箱にて回収	10枚

＜利用者からの苦情、意見等＞

実施回	主な苦情、意見等	改善策等
９月	市の意向により県外からの来館を控えてもらっていることに対し、利用できないことに対する反論。	感染症対策としての行政判断であることを理解していただけるよう説明する。
２月	感染症対策として使用済み玩具の消毒をしていることに対しての不満。自分は感染していないので協力する必要はないとのこと。来館時からマスク着用無く、他の施設でも同様の意見をしているようだ。	行政の判断の元行っている感染症対策への理解を求める。利用者の要望により責任者や行政へ要望を伝える。 社会福祉課や北地区センターへ連絡済み。

（６）　施設・設備の損傷、減耗、不具合の状況

＜施設＞

施設の区分	損傷、減耗、不具合の状況	対応状況
外壁	外壁と上側をつなぐゴムパッキンの劣化	危険であり、上に乗ったりしないように表示する。

＜備品等（I 種）＞

種　類	損傷、減耗、不具合の状況	備　考
該当なし		

＜備品等（II 種）＞

種　類	損傷、減耗、不具合の状	備　考
該当なし		

（７）　事後評価での指摘及び意見に対する対応状況（立入調査、監査の指摘及び意見を含む）

[redacted]

（８）　その他指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項



（９）　指定管理者による自己評価



(10)　労働関係法令について

労働関係法令に基づき、適正に業務を履行しました。

※労働関係法令の遵守に関する報告書を別途提出してください。

(11)　施設運営に関する意見・要望について



浜松市三ヶ日児童館収支決算書（令和４年度）

（収入）

項目	当初予算額（A）	補正後予算額（B）	決算額（C）	増減額（B－C）	備考
市委託金	11,050,926	11,050,926	11,050,926	0	
計	11,050,926	11,050,926	11,050,926	0	

（支出）

項目	当初予算額（A）	補正後予算額（B）	決算額（C）	増減額（B－C）	備考
人件費	[redacted]				
研修研究費					
需用費					
諸謝金					
消耗品費					
水道光熱費	456,866	669,000	656,418	12,582	水道・電気料・ＬＥＤ照明返還金
役務費	32,840	28,000	27,206	794	
通信運搬費	12,000	8,000	7,206	794	電話代等
損害保険料	20,840	20,000	20,000	0	児童安全共済
委託料	[redacted]				
使用料					
賃借料					
修繕費					
福利厚生費					
負担金					
一般管理費					
租税公課費					
計					

（総括）

収入総額 [redacted] 円

支出総額 円

差引残高 円

令和　５年　４月　２８日

（指定管理者）

住　所　浜松市中区成子町140番地の8

団体名　社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

代表者　　会　長　　寺田　賢次

浜松市三ヶ日児童館施設設備保守点検業務状況報告書（令和４年度）

No.	業務名	委託先	実施日	委託料
1	自動ドア保守点検業務	[redacted]		
2	ｶﾞﾗｽ・床清掃業務			
	計			89,793円

浜松市三ヶ日児童館施設設備修繕状況報告書（令和４年度）

No	修繕項目	委託先	実施日	修繕料
	該当なし			
	合　　計			0円

資料④

○浜松市三ヶ日総合福祉センター条例

平成17年6月1日
浜松市条例第186号

（趣旨）

第1条　この条例は、市民の福祉の向上と健康の増進を図るため設置する総合福祉センターについて必要な事項を定める。

（名称及び位置）

第2条　総合福祉センターは、浜松市三ヶ日総合福祉センター（以下「センター」という。）といい、浜松市北区三ヶ日町宇志803番地に置く。

（平18条例79・平18条例118・一部改正）

（事業）

第3条　センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)　福祉総合相談、福祉教育及び日常生活の自立支援に関すること。

(2)　地域福祉活動の育成及び支援に関すること。

(3)　ボランティア活動の育成及び支援に関すること。

(4)　前3号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

（開館時間）

第4条　センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（入浴施設にあっては、午前11時から午後7時30分まで）とする。ただし、第6条第1項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（平20条例61・一部改正）

（休館日等）

第5条　センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（入浴施設を除く。）

(3)　12月29日から翌年の1月3日まで

（指定管理者による管理）

第6条　市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体にセンターの管理を行わせるものとする。

2　指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1)　第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2)　センターの利用の許可に関する業務

(3)　センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関して市長が必要があると認める業務

（平20条例61・一部改正）

第7条から第9条まで　削除

（平20条例61）

（入館の制限）

第10条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1)　施設、設備等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2)　他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

(3)　めいていしている者

(4)　管理上必要な指示に従わない者

（利用の許可）

第11条　センターの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の制限）

第12条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設の利用を許可しない。

(1)　政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。

(2)　営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。

(3)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(4)　集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5)　施設、設備等を損傷するおそれがあるとき。

(6)　前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（利用料金の納付）
第13条　第11条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の際納付しなければならない。ただし、回数利用券による場合その他指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。
2　指定管理者は、センターの入浴施設を利用しようとする者の利便を図るため、利用料金に係る回数利用券を発行するものとする。
3　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
4　指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
5　利用料金は、指定管理者の収入とする。
（平25条例39・一部改正）
第14条　削除
（平25条例39）
（利用料金の減免）
第15条　指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。
（平25条例39・一部改正）
（利用料金の不還付）
第16条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。
（平25条例39・一部改正）
（利用権の譲渡禁止）
第17条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（平25条例39・一部改正）
（利用許可の取消し等）
第18条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。
(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
(2)　管理上支障があるとき。
（原状回復の義務）
第19条　利用者は、センターの利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。
（損害賠償の義務）
第20条　センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。
（委任）
第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
（平20条例61・旧第23条繰上）
附　則
（施行期日）
第1条　この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定並びに第21条、第22条及び附則第5条の規定は、平成18年4月1日から施行する。
（編入に伴う経過措置）
第2条　三ケ日町の編入の日前に、三ケ日町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成7年三ケ日町条例第23号）の規定によりされた処分、手続その他の行為（児童館に係るものを除く。）は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
（指定管理者制度移行までの間の経過措置）
第3条　センターの管理は、平成18年3月31日までの間、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会に委託する。
2　前項の場合において、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	第6条第1項の規定により市が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、	市長が特に
	市長の承認を得てこれ	これ
第5条	指定管理者は、	市長が特に
	市長の承認を得て臨時	臨時

第10条から第12条まで及び第18条	指定管理者	市長

(準備行為)

第4条　第6条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、同項の規定の施行の日前においても、第7条から第9条までの規定の例により行うことができる。

(指定管理者制度移行に伴う経過措置)

第5条　第6条第1項の規定の施行の日前に市長がした許可その他の行為は、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

2　第6条第1項の規定の施行の際現に市長に対してされている申請その他の行為は、指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附　則(平成18年12月15日浜松市条例第79号)

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附　則(平成18年12月15日浜松市条例第118号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月30日浜松市条例第61号抄)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年6月14日浜松市条例第39号)

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2　この条例の施行の日前に改正前の第14条第1項の規定により発行された回数利用券は、改正後の第13条第2項の規定により発行された回数利用券とみなす。

3　国民の祝日における浜松市公の施設の開放に関する条例(昭和55年浜松市条例第41号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附　則(平成31年3月15日浜松市条例第22号抄)

(施行期日)

1　この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表(第13条関係)

(平31条例22・一部改正)

1　入浴施設

利用区分	金額
小人　1人1回につき	円 200
大人　1人1回につき	310

備考　小人とは小学校の児童及びこれに準じる者を、大人とは満12歳以上の者であって、小学校の児童及びこれに準じる者以外のものをいう。

2　入浴施設以外の施設

無料

○浜松市児童館条例

昭和54年3月30日
浜松市条例第17号
〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

（趣旨）
第1条　この条例は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするため設置する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく児童館について必要な事項を定める。
（平18条例95・一部改正）

（名称及び位置）
第2条　児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
浜松市北星児童館	浜松市中区花川町1977番地
浜松市江西児童館	浜松市中区春日町41番地の1
浜松市大竜児童館	浜松市大竜区二俣町鹿島530番地の1
浜松市三ヶ日児童館	浜松市北区三ヶ日町宇志803番地

（平17条例288・平18条例79・平18条例95・一部改正）

（事業）
第3条　児童館は、次に掲げる事業を行う。
(1)　健全な遊びを通し、児童の集団的及び個別的な指導を行うこと。
(2)　子ども会、母親クラブ等の地域組織活動を育成助長すること。
(3)　前2号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業
（平21条例15・一部改正）

（開館時間）
第4条　児童館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。
（平17条例288・平18条例79・平18条例95・平21条例15・一部改正）

（休館日等）
第5条　児童館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。
(1)　日曜日
(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
(3)　12月29日から翌年の1月3日まで
（平17条例288・平18条例79・平21条例15・一部改正）

（利用者の範囲）
第6条　児童館を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)　法第4条第1項に規定する児童（以下「児童」という。）
(2)　前号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者
（平18条例19・平18条例95・一部改正）

（利用の許可）
第7条　児童館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。
（平17条例288・平18条例95・一部改正）

（利用の制限）
第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用を許可してはならない。
(1)　児童の健全な遊びを阻害し、又は児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
(2)　介護を必要とする児童に介護者が付添いをしないとき。
(3)　前2号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。
（平18条例95・一部改正）

（使用料）
第9条　児童館の使用料は、無料とする。
（平18条例95・全改）

（利用権の譲渡禁止）
第10条　児童館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第11条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　管理上支障があるとき。

(平18条例95・一部改正)

(原状回復の義務)

第12条　利用者は、児童館の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条　故意又は重大な過失により児童館の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(平17条例288・一部改正)

(指定管理者による管理)

第14条　市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に浜松市三ヶ日児童館の管理を行わせるものとする。

2　浜松市三ヶ日児童館の管理に関して指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1)　第3条各号に掲げる事業に関する業務

(2)　利用の許可に関する業務

(3)　施設及び設備の維持管理に関する業務

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

3　前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条	市長が特に	指定管理者は、
	これ	市長の承認を得てこれ
第5条	市長が特に	指定管理者は、
	臨時	市長の承認を得て臨時
第7条、第8条及び第11条	市長	指定管理者

(平17条例288・追加、平18条例79・平18条例95・平20条例61・一部改正)

(委任)

第15条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例288・旧第14条繰下、平20条例61・旧第20条繰上)

附　則

1　この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(平17条例288・旧附則・一部改正)

2　天竜市及び三ケ日町の編入の日前に、天竜市立児童館条例(昭和55年天竜市条例第20号)又は三ケ日町総合福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成7年三ケ日町条例第23号。以下「旧三ケ日町条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為(旧三ケ日町条例の規定によりされたものにあっては、児童館に係るものに限る。)は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

(平17条例288・追加)

附　則(昭和57年3月31日浜松市条例第13号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附　則(昭和60年3月30日浜松市条例第47号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則(平成12年3月24日浜松市条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成12年5月1日から施行する。

附　則(平成17年6月1日浜松市条例第288号)

(施行期日)

1　この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成17年7月1日から、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は平成18年4月1日から施行する。

(指定管理者制度移行までの間の経過措置)

2　浜松市三ケ日児童館の管理は、平成18年3月31日までの間、社会福祉法人浜松市社会福祉協議会に委託する。

(準備行為)

3　第2条の規定による改正後の浜松市児童館条例(以下「新条例」という。)第14条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、第2条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第15

条から第17条までの規定の例により行うことができる。
(指定管理者制度移行に伴う経過措置)
4　施行日前に第2条の規定による改正前の浜松市児童館条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長がした許可その他の行為(浜松市三ケ日児童館に係るものに限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
5　第2条の規定の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為(浜松市三ケ日児童館に係るものに限る。)は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附　則(平成18年3月24日浜松市条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附　則(平成18年12月15日浜松市条例第79号)

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附　則(平成18年12月15日浜松市条例第95号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月30日浜松市条例第61号抄)

(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成21年3月24日浜松市条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○浜松市三ヶ日総合福祉センター条例施行規則

平成17年6月30日
浜松市規則第215号

（趣旨）

第1条　この規則は、浜松市三ヶ日総合福祉センター条例（平成17年浜松市条例第186号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（平18規則78・一部改正）

第2条　削除

（平20規則84）

（利用許可の申請）

第3条　条例第11条の規定により浜松市三ヶ日総合福祉センター（以下「センター」という。）の施設のうち研修室、生きがい創造室、図書室・ボランティア室又は集会室の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(1)　申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
(2)　申請者の電話番号又は連絡先
(3)　利用日時
(4)　利用施設
(5)　利用目的
(6)　利用内容
(7)　利用人員
(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2　前項に規定する申請の時期は、利用しようとする日の前日までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（平20規則84・一部改正）

（利用の許可）

第4条　指定管理者は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、センターの施設の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

（入浴施設の利用）

第5条　センターの入浴施設を利用しようとする者は、利用の際指定管理者に申し出なければならない。

（利用許可の取消し等の申出）

第6条　センターの施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

第7条　削除

（平25規則54）

（利用料金の減免）

第8条　条例第15条に規定する規則で定める場合は次に掲げる場合とし、条例別表の1に定める利用料金（小人に係る利用料金を除く。）から100円を減額する。

(1)　65歳以上の者が利用する場合
(2)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者が利用する場合
(3)　厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳を所持する者が利用する場合
(4)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者が利用する場合

2　利用料金の減免を受けようとする者は、前項の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平18規則80・平25規則54・一部改正）

（利用料金の還付）

第9条　条例第16条ただし書に規定する規則で定める場合は、指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合とする。

2　利用料金の還付を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平25規則54・一部改正）

（事業報告書の提出期限）

第10条　浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第9条の規則で定める期間は、毎年度終了後45日以内とする。

（平20規則84・全改）

（遵守事項）

第11条　センターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　施設、設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
(2)　所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
(3)　許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。
(4)　他人の迷惑となるような行為をしないこと。
(5)　飲酒して入浴しないこと。
(6)　前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員等の入室)

第12条　利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(細目)

第13条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

1　この規則は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第2条、第10条及び第1号様式の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2　条例附則第3条の場合において、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	センター	浜松市二ケ日総合福祉センター(以下「センター」という。)
	指定管理者	市長
第4条から第6条まで	指定管理者	市長
第12条	職員等	職員
	職員又は指定管理者	職員

附　則(平成18年12月15日浜松市規則第78号)

1　この規則は、平成19年3月31日から施行する。

2　この規則の施行の際現に第7条、第15条及び第18条の規定による改正前の浜松市B&G海洋センター条例施行規則、浜松市二ケ日総合福祉センター条例施行規則又は浜松市細江地域自治区及び二ケ日地域自治区地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の規定により調製した用紙等がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附　則(平成18年12月15日浜松市規則第80号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年9月30日浜松市規則第84号抄)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年6月14日浜松市規則第54号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○浜松市児童館条例施行規則

昭和54年3月30日
浜松市規則第29号
〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

（趣旨）
第1条　この規則は、浜松市児童館条例（昭和54年浜松市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。
（平17規則178・一部改正）

（利用証の交付）
第2条　条例第6条第1号に規定する者が浜松市北星児童館又は浜松市江西児童館を利用しようとするときは、児童館利用証（第1号様式）の交付を受けなければならない。
2　前項の規定により児童館利用証の交付を受けようとする者は、児童館利用証交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
（平17規則178・一部改正）

（利用の申出）
第3条　条例第6条第1号に規定する者が浜松市天竜児童館を利用しようとするときは、利用の際市長に申し出なければならない。
2　条例第6条第1号又は第2号に規定する者が浜松市三ヶ日児童館（視聴覚室を除く。）を利用するときは、利用の際市長に申し出なければならない。
（平18規則96・全改）

（利用許可の申請）
第4条　条例第7条の規定により児童館（浜松市三ヶ日児童館にあっては、視聴覚室に限る。）の利用の許可を受けようとする者（浜松市北星児童館、浜松市江西児童館及び浜松市天竜児童館にあっては、条例第6条第2号に規定する者に限る。）は、次に掲げる事項について文書等により市長に申請しなければならない。
(1)　申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
(2)　申請者の電話番号又は連絡先
(3)　利用日時
(4)　利用施設
(5)　利用目的
(6)　利用内容
(7)　利用人員
(8)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
2　前項に規定する申請の時期は、利用しようとする日の5日前（浜松市三ヶ日児童館にあっては、前日）までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
（平17規則178・全改、平18規則78・平18規則96・一部改正）

（利用の許可）
第5条　市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、当該児童館の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。
（平17規則178・平18規則96・一部改正）

（利用証の返還）
第6条　第2条第1項の規定により児童館利用証の交付を受けた者が条例第6条第1号に該当しなくなったとき又は条例第11条の規定により利用の許可を取り消されたときは、児童館利用証を返還しなければならない。

（利用許可の取消し等の申出）
第7条　児童館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を市長に申し出なければならない。
（平17規則178・全改）

第8条から第10条まで　削除
（平18規則96）

（遵守事項）
第11条　児童館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1)　施設、設備等を汚損し、又は損傷しないこと。
(2)　他人の迷惑となるような行為をしないこと。
(3)　前2号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。
（平17規則178・旧第8条繰下）

（職員の入室）
第12条　児童館を利用する者は、職員が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

（平17規則178・追加）

（指定管理者による管理）

第13条　条例第14条第2項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	市長	指定管理者
第4条第1項	市長に	指定管理者に
第4条第2項、第5条及び第7条	市長	指定管理者
第12条	職員の	職員等の
	職員が	職員又は指定管理者が

（平17規則178・追加、平18規則96・一部改正）

（事業報告書の提出期限）

第14条　浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成20年浜松市条例第61号）第9条の規則で定める期間は、毎年度終了後45日以内とする。

（平20規則84・全改）

（細目）

第15条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平17規則178・追加・旧第13条繰下、平20規則84・旧第16条繰上）

附　則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附　則（昭和57年3月31日浜松市規則第16号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附　則（平成5年12月24日浜松市規則第53号）

1　この規則は、平成6年1月1日から施行する。

2　この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附　則（平成17年6月30日浜松市規則第178号）

この規則中第1条の規定は平成17年7月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成18年12月15日浜松市規則第78号抄）

1　この規則は、平成19年3月3日から施行する。

附　則（平成18年12月15日浜松市規則第96号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成20年9月30日浜松市規則第84号抄）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第1号様式（第2条関係）

No.

児　　童　　館

利　　用　　証

男

氏　名

女

年　　月　　日生

住　所

保護者氏名

年　　月　　日発行

浜松市長　　印

第2号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

年　月　日

(あて先)浜松市長

住　所
申請者
氏　名

児童館利用証交付申請書

次のとおり児童館利用証の交付を受けたいので、申請します。

記

児童	(ふりがな) 氏　名			
	生年月日		性　別	
	住　所			
保護者	氏　名		続　柄	
	連絡先			
備　考				

○国民の祝日における浜松市公の施設の開放に関する条例

昭和55年3月31日
浜松市条例第41号

〔注〕平成17年6月から改正経過を注記した。

第1条　この条例は、[illegible]に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）に公の施設を広く開放し、もって市民生活の充実及び文化の発展に寄与することを目的とする。

第2条　次の表の左欄に掲げる公の施設については、同表の中欄に掲げる国民の祝日に限り、同表の右欄に掲げる使用料又は利用料金を無料とする。

浜松市谷野ふれあい公園	こどもの日	浜松市公園条例（平成17年浜松市条例第243号）第24条に規定する利用料金（小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準じる者を含む。）に係る野球場及びパター・ゴルフ場の利用料金に限る。）
浜松市二ヶ日総合福祉センター	敬老の日	浜松市二ヶ日総合福祉センター条例（平成17年浜松市条例第186号）第13条に規定する利用料金
浜松市天竜B&G海洋センター	スポーツの日	浜松市B&G海洋センター条例（平成17年浜松市条例第191号）第8条に規定する利用料金
浜松市楽器博物館	文化の日	浜松市博物館条例（平成5年浜松市条例第41号）第7条に規定する利用料金（常設展に係るものに限る。）
浜松市立楽器博物館（旧浜松市楽器博物館）[illegible]	文化の日	浜松市立楽器博物館（旧浜松市楽器博物館）条例（昭和59年浜松市条例第22号）第7条に規定する利用料金（平常展に係るものに限る。）
浜松文芸館	文化の日	浜松文芸館条例（昭和63年浜松市条例第51号）第9条に規定する利用料金（平常展に係るものに限る。）
浜松市旧浜松銀行協会	文化の日	浜松市旧浜松銀行協会条例（平成21年浜松市条例第15号）第11条に規定する利用料金（平常展に係るものに限る。）
重要文化財旧村家住宅	文化の日	重要文化財旧村家住宅条例（平成17年浜松市条例第251号）第7条に規定する観覧料
浜松市博物館	文化の日	浜松市博物館条例（昭和54年浜松市条例第24号）第7条に規定する観覧料（常設展に係るものに限る。）
浜松市美術館	文化の日	浜松市美術館条例（昭和46年浜松市条例第33号）第7条に規定する観覧料（常設展に係るものに限る。）
浜松市秋野不矩美術館	文化の日	浜松市美術館条例第7条に規定する観覧料（常設展に係るものに限る。）

（平17条例59・平18条例79・平18条例130・平20条例58・平20条例60・平21条例15・平22条例62・平25条例39・令元条例41・　部改正）

附　則

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附　則（昭和58年3月31日浜松市条例第20号抄）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附　則（昭和59年3月30日浜松市条例第22号抄）

この条例は、教育委員会規則で定める日（昭和59年11月3日――昭和59年浜松市教委規則第6号）から施行する。

附　則（昭和61年3月31日浜松市条例第3号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附　則（昭和63年3月31日浜松市条例第11号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第2条の表に加える改正規定は、同月27日から施行する。

附　則（平成5年12月20日浜松市条例第11号抄）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附　則（平成17年6月1日浜松市条例第59号）

この条例中第1条の規定は平成17年7月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成18年12月15日浜松市条例第79号）

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附　則（平成18年12月15日浜松市条例第130号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成20年9月30日浜松市条例第58号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成21年1月21日から施行する。

附　則（平成20年9月30日浜松市条例第60号抄）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附　則（平成21年6月17日浜松市条例第15号抄）

（施行期日）

この条例は、平成21年11月1日から施行する。

附　則（平成22年12月10日浜松市条例第62号抄）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附　則（平成25年6月14日浜松市条例第39号抄）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附　則（令和元年12月19日浜松市条例第41号）

この条例は、令和2年1月1日から施行する。